

健康保険組合報第1016号

令和7年10月1日

被保険者各位

京成電鉄健康保険組合

インフルエンザ予防接種費用の補助について

当健康保険組合では疾病予防対策の一環として、インフルエンザ予防接種実施者に対し、下記のとおり費用を補助しますのでお知らせいたします。

記

1. 対象者 **被保険者のみ** (令和8年1月末日までの接種者)
2. 医療機関 被保険者の都合のよい医療機関で接種してください。
3. 補助金額 実費（ただし、限度額3,000円）
4. 請求及び
支払方法 ①接種者と金額がわかる領収書を医療機関から受領し、
事業所の担当者に領収書原本を提出してください。
（領収書は、各事業所が定める期日までに提出してください。
なお、2月1日以降の接種分は受付けておりません。）
②補助金は事業所を通して後日支払います。

以上